

● 世界で広がる脱炭素化の潮流

- 世界共通の目標である平均気温上昇1.5℃未満を達成するためには、温室効果ガス排出量について**2050年までに実質ゼロ、2030年までに約半減**が必要
- ウクライナ・ロシア情勢により、エネルギー供給の脆弱性という課題が改めて顕在化
- IPCCの第6次統合報告書(2023年3月)では、**2035年に温室効果ガス60%削減 (CO₂は65%) が必要**であると指摘

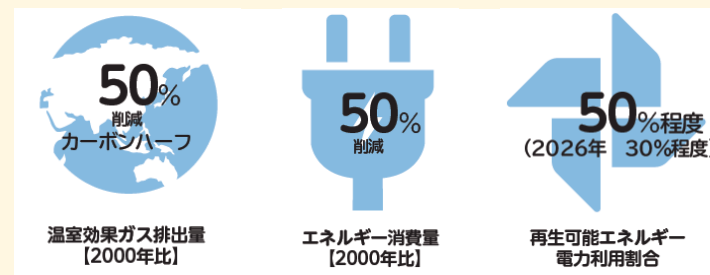
● 事業者を取り巻く状況の変化

- SBTや、TCFDなどへの参加など、**グローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加**
- 再エネ100%電気等の利用やPPA（電力調達契約）など、**多様な手段で再エネを推進する企業が増加**
- 温室効果ガスの削減対策の推進が**都市としての価値の向上や国際競争力の強化にも不可欠な要素**

● エネルギーの大消費地である東京が果たすべき役割

- 東京都環境審議会答申を踏まえ、2022年9月に「**カーボンハーフに向けた条例改正の基本方針**」及び「**東京都環境基本計画**」を策定
- 2050年のゼロエミッションの実現と2030年カーボンハーフ」を達成するために、**あらゆる分野の取組を大胆に強化し、国際的なリーダーシップを発揮していく**
- 東京の地域特性を踏まえ、**建築物の断熱・省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、利用エネルギーの脱炭素化の促進**など各制度を強化※

【都の2030年目標】

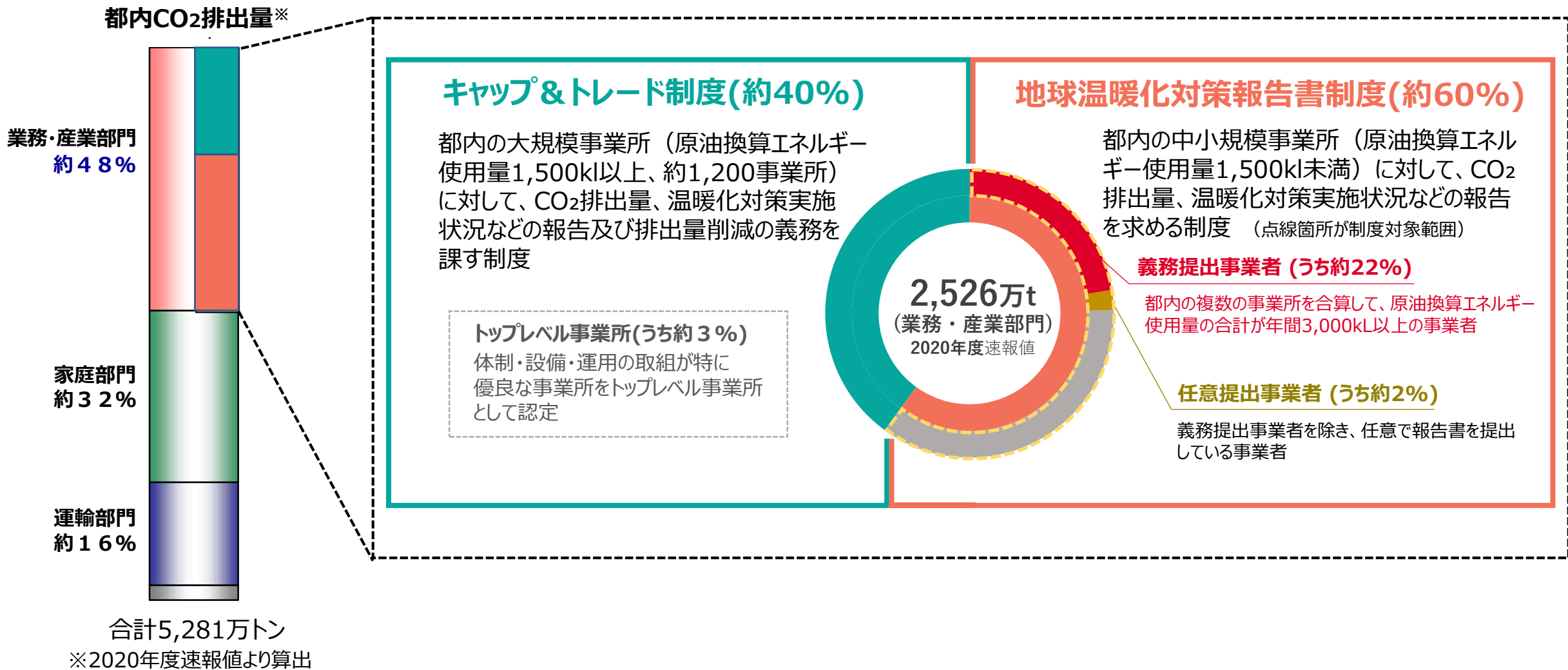


<2025年度以降の既存建物に関する制度の改正の考え方>

キャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度について、「**省エネの更なる深掘り**」及び「**再エネ利用拡大**」を促進する制度に改正

※ 新築建物を対象とした制度、地域におけるエネルギー有効利用及びエネルギー供給事業者を対象とした制度は、令和4年度（2022年度）に制度の新設及び強化に向けた条例改正を実施済み

- 都内のCO₂排出量の約半分を占める産業・業務部門を対象に「**キャップ&トレード制度**」及び「**地球温暖化対策報告書制度**」を運用



【大規模事業所対策】

＜キャップ&トレード制度＞

● 削減義務率の引上げと義務履行手段の拡大

※「別紙 1 (p2~3)」「参考資料 1 (p3~6)」参照

- 新たな削減義務率として、50%又は48%を提示
- 再エネ導入等の排出量削減方法の多様化を踏まえ、原則固定していた電気・熱の排出係数を「実排出係数」に移行
- オフサイト再エネの導入や、再エネ由来証書（非化石証書等）の年度排出量からの直接控除など、再エネ利用範囲を拡大
- 省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)を促すため、これらの実績に応じて超過削減量が創出される仕組みを新たに設定

● 目標設定・取組状況等の報告・公表内容の拡充

※「別紙 1 (p3)」「参考資料 1 (p7)」参照

- 再エネに関する目標設定及び取組状況について新たに報告を求める。
- 積極的に取り組む事業所の評価向上に向けて、床面積当たり一次エネルギー消費原単位やCO2排出原単位の推移、再エネに関する報告内容等を公表

【第四計画期間の区分別削減義務率】

区分		削減義務率	
		第三期	第四期
区分Ⅰ-1	オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所	27%	50%
区分Ⅰ-2	他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が全体の20%以上の事業所（区分Ⅰ事業所に限る）	25%	48%
区分Ⅱ	工場、上下水施設、廃棄物処理施設等	25%	48%

＜追加の削減義務率緩和＞

- 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設は削減義務率を2%減
- 電化率20%未満の事業所は削減義務率を3%減（第四計画期間限り）

【公表内容の拡充の概要】



建屋の地球温暖化対策の実施状況を見える化

- 建物データを地図上から見ることで「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」と連携
- 行政データを都民等に公開する「東京都オープンデータカタログ」から制度対象事業所のデータを取得可能

【大規模事業所対策】

＜トップレベル事業所認定制度＞

※「別紙1(p4)」
「参考資料1(p8~10)」参照

● ゼロエミッション化に向けた取組の促進

- 省エネ対策に加え、再エネ利用も含めたゼロエミッション化への取組等を評価する項目群を新設
- ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、従来よりも高い認定区分を加え、3つの認定区分とする
- 設備・運用とも優れた事業所を増やすため、設計時に高評価の建築物は建築物環境計画書制度と連携した認定も可とする

● 削減義務率等の取扱い

- 削減に積極的な事業所を認定するため、削減義務率の減少は原則として廃止、超過削減量の発行上限は撤廃
- 既存事業所の場合、一定の条件の下で削減義務率の減少も可とする
(減少率：現行トップレベル相当3/5、準トップレベル相当4/5)

● 認定等の事務手続の負担軽減、公表等

- 認定の信頼性を確保しながら、事業所による取組状況の自己評価や第三者検証時の事務手続等の負担を軽減
- 認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう、関係機関と連携した広報等の取組を強化

【中小規模事業所対策】

＜地球温暖化対策報告書制度＞

※「別紙1(p5)」
「参考資料2」参照

● 「2030年度の達成水準」の設定と事業者による推進計画の策定と達成状況の報告

- 省エネ及び再エネ利用について「2030年度の達成水準」を設定
 - * エネルギー消費量 35%削減（2000年度比）
 - * 再エネ電力割合 50%
- 事業者は、「2030年度の達成水準」を踏まえ、省エネ・再エネ利用について自らの推進計画を策定し、その達成状況を報告
- 2030年度以前に「2030年度の達成水準」に到達した事業者等を優良事業者として評価

● 報告・公表項目の拡充

- 積極的に対策に取り組む事業者等を後押しし、取引先等からの評価につなげるため、報告・公表項目を拡充
- 報告内容は、オープンデータ化など利便性を高めて公表

● 事業所における対策の更なる「見える化」と取組促進

- CO₂排出（実排出係数）によるカーボン・ベンチマーク、エネルギー・ベンチマーク、再生可能エネルギー電気利用レベル、の3つの指標を活用し、事業所における対策を更に「見える化」